

福生市男女共同参画実施計画

(平成30年度～32年度)

◆計画の目的・役割・期間・凡例

- 1 男女共同参画社会形成への意識づくり……………P. 1
- 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進……………P. 6
- 3 あらゆる暴力の根絶……………P. 13
- 4 あらゆる分野における男女共同参画の推進……………P. 17

協働推進課

1 計画の目的

この計画は、「福生市男女共同参画行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、関係部署及び教育機関を含め全庁あげて総合的かつ効果的に取り組むことを目的として策定する。

2 計画と役割

この計画は、市が行う施策や事業を明らかにするとともに、市民の参加と協力により計画の実現を図っていくものである。

3 計画の期間

この計画は、平成30年度から32年度までの3年間とし、毎年度改定する。

また「福生市男女共同参画行動計画（第5期）」の最終年度、平成32年度までの達成目標値を設けた。

4 主要課題

- 第1 「男女共同参画社会形成への意識づくり」
- 第2 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」
- 第3 「あらゆる暴力の根絶」
- 第4 「あらゆる分野における男女共同参画の推進」

5 区分

年度区分

- (1) 年度の「新規」は新規事業及び以前から実施しており、今回の行動計画で位置付けた事業
- (2) 年度の「継続」は目標値に向かって継続の事業
- (3) 年度の「充実」は充実して継続する事業
- (4) 年度の「改善」は改善して継続する事業

行動計画区分

- 新規 計画期間中に開始する事業及び以前から実施しており、今回の計画で位置付けた事業
- 継続 すでに実施しており今後も継続する事業
- 充実 すでに実施している事業で今後充実していく事業
- 改善 すでに実施している事業で今後改善していく事業

第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

1 男女平等意識の推進 > (1)男女共同参画に関する広報・啓発の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
1-1-1-1 男女共同参画社会の形成のための啓発の推進	広報紙・ホームページによる啓発	男女共同参画社会に関する記事や情報を広報紙・ホームページに掲載していく。	広報紙や情報誌、HPや情報メールなど各種広報媒体を活用し、男女共同参画に関する様々な情報(ワーク・ライフ・バランス、DV、女性活躍推進法など)の効果的な提供を図る。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	男女共同参画情報紙の発行	年3回、男女共同参画情報誌A4(4ページ)「あなたとわたし」を発行し、各戸配布する。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して企画・取材し、市民の視点を活かした身近なテーマから男女共同参画意識を広めるための情報誌を作成する。年3回発行。	50% (平成31年度実施予定「市民意識実態調査」における情報誌の認知度)	継続	継続	継続	協働推進課
	男女平等の視点に立った市刊行物発行のためのガイドラインの普及	ガイドラインを普及する。	庁内HPやVAISTAFFを活用し「男女共同参画 表現ガイドライン」の庁内周知に努め、市刊行物を発行する際の活用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	法律や制度の理解の促進	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	国・都からの資料の配布やポスターの掲示を行うとともに、広報やHP、情報誌等による情報提供を行い、周知に努めていく。	100点 (資料数)	継続	継続	継続	協働推進課
	行動計画の周知	ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	広報や情報誌・HP等に行動計画や実施計画の内容をわかりやすく掲載するとともに、各公共施設に行動計画を配置する。	30% (平成31年度実施予定「市民意識実態調査」における行動計画の認知度)	継続	継続	継続	協働推進課
1-1-1-2 男女共同参画に関連する交流の場の形成	男女共同参画フォーラムの充実	女性・男性問題をテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施する。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての男女共同参画フォーラムを、市民参加の実行委員会形式で実施する。	市民参加の実行委員会形式で実施	継続	継続	継続	公民館
	男女共同参画セミナーの実施	男女共同参画セミナーを実施する。	男女共同参画について理解し、意識を深めるためセミナーを行う。	50人 (年間延べ参加者)	継続	継続	継続	協働推進課

第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

1 男女平等意識の推進 > (2)男女共同参画に関する情報収集と提供

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの 目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
1-1-2-1 男女共同参画 推進のための 情報の収集と 提供	男女共同参画に関する資料収集の充実	男女共同参画に関する図書等の資料収集を図る。	男女共同参画関連資料の蔵書数	115冊	継続	継続	継続	図書館
	男女共同参画に関する資料の提供	男女共同参画に関する情報提供を行う。	輝き市民サポートセンターの情報コーナー、市役所情報スペースに資料等を配置し、男女共同参画についての啓発活動に努める。	100点 (資料数)	継続	継続	継続	協働推進課
			男女共同参画に関する展示の実施	年1回	継続	継続	継続	図書館
1-1-2-2 男女共同参画 社会の形成に 関する調査及 び研究	男女共同参画社会の形成に関する市民意識実態調査の実施と公開	計画年度内に実施する。	次期計画策定に反映させるため、計画年度内に実施する。	35% (平成31年度実施予定 「市民意識実態調査」に おけるアンケート回収 率)	継続	継続	継続	協働推進課
	男女共同参画社会の形成に向けた労働実態調査の実施と公開	関係機関との連携をとりながら検討していく。	商工会や青梅線沿線地域産業クラスター協議会等との連携を図り、実態調査の実施や有効活用を検討する。	検討回数 年1回	継続	継続	継続	シティセールス推進課
			都や国の調査結果等を利用して各企業の取組や実態を調査研究する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

1 男女平等意識の推進 > (3)多文化共生に向けての男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの 目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
1-1-3-1 国際理解、交 流の推進	国際理解教育の推進	重要な人権課題として、「国際理解」についての人権教育を一層推進する。	小学校英語活動及び中学校英語においてALTを活用した授業を行うとともに、総合的な学習の時間等において国際理解教育の充実を図る。	年1回(国際理解教育の教育課程上の位置づけ)	継続	継続	継続	教育指導課
	国際理解のための講座等の開催	国際理解のための教育・学習機会の提供など、市民の国際交流を推進し、市内在住外国人が、地域で充実した生活が送れるよう、支援の充実を図る。	国際理解に向けた公民館講座の実施と外国人支援を行うサークルの支援を図っていく。	講座の実施 サークルの支援	継続	継続	継続	公民館
	国際理解及び交流の機会の提供	国際理解のための情報提供を行う。	国際理解が広く浸透するよう、HPや情報誌、施設の情報コーナーなどを通じて情報提供を行い、理解の啓発に努める。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
	リーダー養成のための学習機会の提供	福生市英語教育推進計画で掲げるグローバル人材としての資質を養うことを目的として、「ふっさっ子グローバルヴィレッジ」を実施する。	英語によるコミュニケーションを通じて、他国の人々と交流することによって異文化を学び、自国の文化を伝えることで国際交流を図ると同時に相互理解を深め、福生市英語教育推進計画で掲げるグローバル人材としての資質を養うことを目的とする。小学5・6年生及び中学生を対象に、夏季休業中の4日間、国内の宿泊施設において実施する。	40名 (年間参加者数)	継続	継続	継続	生涯学習 推進課
1-1-3-2 平和活動の推 進	平和に関する資料の収集と提供	郷土資料室において、企画展として、平和に関する資料を展示していく。	7月中旬から9月中旬開催予定。	年1回(平和展の実施回数)	継続	継続	継続	生涯学習 推進課
	平和に関する啓発事業の充実	平和のつどいを開催する。また、企画段階における市民参加を考えていく。	市民で構成する企画委員会とともにテーマ、実施方法等も含め検討し、実施する。	40% (平和のつどい企画委員会における女性委員の比率)	継続	継続	継続	総務課
	平和に関する講座等の開催	平和に関する意識を高めるため、各種講座、講演会等を上映する。	公民館各館において平和講座・講演会等を実施する。	公民館3館で実施	継続	継続	継続	公民館

第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 > (1) 学校教育・幼児教育における男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
1-2-1-1 教育内容の充実	男女平等教育の指導目標への位置付け	あらゆる偏見や差別をなくすため、人権尊重の教育を推進する基本方針に基づき、取り組んでいく。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を講習し積極的に活用を図る。	100% (小・中学校における人権教育の実施状況)	継続	継続	継続	教育指導課
	東京都等の指導資料の活用	人権教育プログラム(都教育委員会)を積極的に活用し指導の充実をしていく。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を指導し積極的に活用を図る。	100% (小・中学校における「人権教育プログラム」の活用率)	継続	継続	継続	教育指導課
	男女平等の視点からの教材の見直し	人権課題「女性」への正しい理解を図るため、男女平等教育にかかわる、教材の見直しを男女共同参画の視点に配慮しながら行っていく。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を指導し積極的に活用を図る。	100% (小・中学校の男女平等教育における東京都指導資料の活用状況)	継続	継続	継続	教育指導課
	性教育の充実	性教育の手引き(東京都教育委員会)を活用し、指導計画を作成し、指導の充実を図る。	東京都の指導資料「人権教育プログラム」を全教員に配布するとともに、副校長会や人権教育推進委員会等で活用法を指導し積極的に活用を図る。	100% (小・中学校における性教育の実施状況)	継続	継続	継続	教育指導課
	男女平等の視点からの生活指導・進路指導の実施	生活指導主任会・進路指導主任会の中に、男女平等教育に係る研修を位置づけ、指導の充実を図る。	「人権教育プログラム」を活用し、生活指導主任会、進路指導主任会に位置付ける形で、男女平等教育に係る研修を実施する。	100% (生活指導主任会・進路指導主任会における研修の実施)	継続	継続	継続	教育指導課
	幼児教育・保育にあたる職員の意識啓発	男女平等の理解を正しい知識を持つための職員への情報提供を行う。	子どもが将来、性差や個人差などにより人を差別したり、偏見を持つことがないよう、人権を尊重した幼児教育・保育が行えるよう保育園等に対して職員の意識啓発を行うように依頼する。	16園	継続	継続	継続	子ども育成課
	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の紹介	男女平等の視点を持った本・絵本・児童書の購入と充実を図り、情報提供を行う。	児童書での男女共同参画に関する展示実施回数	年1回	継続	継続	継続	図書館
	男女共同参画社会形成のための子ども向けガイドブックの作成	小学5年生と中学1年生を対象に、男女共同参画の内容について啓発・促進するためのガイドブックの作成と配布を行う。	対象学年(小学5年生と中学1年生)に、男女共同参画啓発用ガイドブックの作成(改訂を含む)、配布を行う。	小学5年生用 500部 中学1年生用 500部 各年度ごとに発行	継続	継続	継続	協働推進課
1-2-1-2 学校運営の充実	学校行事の見直し	望ましい男女共同参画社会の実現に向けた学校行事のあり方や教員研修の改善を図る。	副校長会や教務主任会等で「人権教育プログラム」を活用し、学校行事の適正な運営を図るとともに教員の研修の充実等を行う。	年1回(各学校の教育課程編成段階における男女平等教育の視点からの学校行事の見直し回数)	継続	継続	継続	教育指導課

第1 男女共同参画社会形成への意識づくり

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 > (2)男女共同参画に関する社会教育の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの 目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
1-2-2-1 学習機会の提 供の充実	男性の家庭参加の促進に向けた講座の開催	男性の家庭参加の促進に向けた各種講座を開催する。	男性の家庭参加促進に向けた講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	継続	継続	継続	公民館
	保育室併設講座・託 児つき事業の実施	子育て中の母親にスポーツする機会と環境の整備を整え、学習活動の支援をする。	【福生地域体育館】フラダンス、シェイプアップヨガの利用者に対して実施する。	4200人 (年間延べ参加者)	継続	継続	継続	スポーツ 推進課
		子育て中の母親の学習機会を支援する。	子育て中の母親の学習機会として保育室併設講座3コース、託児保育付講座5コースを実施する。	保育室併設講座3コース、託児保育付講座5コース実施	継続	継続	継続	公民館
	社会教育活動、市民活動の推進	市民の学習機会を広げるため、活動実施のための場の提供や講師派遣の援助、講座・教室の開催、相談の受付を行う。	市民の学習機会を広げるため、活動の場の提供や講師派遣の援助、講座・教室の開催、相談の受付を行うほか、公民館資料室の充実を図る。	随時実施	継続	継続	継続	公民館

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (1)家庭と仕事の両立に対する理解促進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-1-1-1 ワーク・ライフ・バランスの意義の普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供・発信	ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	ワーク・ライフ・バランスの考え方が広く浸透するよう、広報やHP、情報誌やDVD上映、施設の情報コーナーなど多様な手段や機会を通じて情報提供し、国や各自治体発行の資料の提供を行う。	定期的な啓発	継続	継続	継続	協働推進課
		情報の提供と発信を行い、啓発に努める。	窓口や事業等を通して、ワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供するとともに啓発に努める。	定期的な啓発	継続	継続	継続	各課
	ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集	国や各自治体発行の資料収集を図る。	国や各自治体発行の資料の収集に努める。	100点 (資料数)	継続	継続	継続	協働推進課
2-1-1-2 ワーク・ライフ・バランスを実現しやすい環境整備への働きかけ	男女平等モデル事業所の認定	ワーク・ライフ・バランス推進事業所の認定方法について検討していく。	所管替えも含め関係部署との調整を図り、自部署において取組可能な具体事項の検討を実施。	具体事項を明確化	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	労働時間短縮に向けた取組	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナーにも掲出し、啓発による働きかけを実施する。	定期的な啓発	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	育児・介護休業制度の普及・促進	東京都の啓発資料を利用し、普及・促進に努める。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナーへの掲出及びHP等による定期的な周知を実施する。	定期的な啓発	継続	継続	継続	シティセールス推進課
2-1-1-3 ポジティブ・アクションの推進	ポジティブ・アクションの普及・啓発	ホームページ、広報等により、周知を図っていく。	広報や情報誌・HP等を活用し意識啓発を図る。	年3回	継続	継続	継続	協働推進課
	市内企業・事業者への労働関係法の啓発促進	広報・HP・情報誌での啓発及びポスター・パンフレットを配布を行い促進を図る。	広報や情報誌・HP等で啓発記事を掲載するとともに、資料等情報提供を行い意識啓発を図る。	年3回	継続	継続	継続	協働推進課

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (2)子育て支援サービスの充実

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの 目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-1-2-1 乳幼児保育の 充実	低年齢児保育の拡大	0歳児保育を実施し、待機児解消を図る。	市内の保育所等16園で、0歳児保育を実施する。	564人 (低年齢児「0～2歳児」 保育の定員数)	充実	継続	継続	子ども育成課
	就労形態に合わせた 保育サービスの提供	病後児保育の実施 病気回復期の児童の保育を実施する。	1か所で実施する	1か所	継続	継続	継続	子ども育成課
		病児保育の実施 病気中の児童の保育を実施する。	1か所で実施する。	1か所	継続	継続	継続	子ども育成課
		延長保育の実施 午後6時から7時までの延長保育を市内保育 園全園で実施する。	市内の保育所等16園で実施する。	市内16園	継続	継続	継続	子ども育成課
		休日保育の実施 休日に保育を実施する。	市内の保育所2園で実施する。	2園	継続	継続	継続	子ども育成課
		一時預かりの実施 保護者が傷病等により、一時的に家族で児 童を保育することが困難な場合、児童の一 時預かりを行う。市内保育園で対応。	市内の保育所等15園で実施する。	16園	充実	継続	継続	子ども育成課
	認証保育所への支援 の充実	認証保育所を保育施設として活用し、児童 の保育を行い、運営費の助成を行ってい る。(認証保育所運営助成事業)	市外の認証保育所に入所する児童に対し、運営費の支弁、補助 を実施する。	市外8園	継続	継続	継続	子ども育成課
	認証保育所利用助成 制度の充実	認証保育所利用助成制度を実施する。	対象者の入園料及び保育料を助成する。	260人 (年間延べ利用者)	充実	継続	継続	子ども育成課
2-1-2-2 児童の健全育 成の充実	児童館の整備・充実	子育て支援のため児童館事業の充実を図 る。	既存事業の充実を図るとともに、利用者ニーズを把握し、新規 の子育て支援事業を積極的に実施していく。 また、中高生の主体的な活動を支援しながら、中高生の居場所 としての役割を果たしていく。	50事業 (児童館における新規事 業数)	継続	継続	継続	子ども育成課
	学童クラブの充実	子育て支援のため学童クラブ事業を委託し て実施する。	放課後の安心・安全な居場所として、市内12学童クラブにおい て継続して実施する。	0人 (待機児数)	継続	継続	継続	子ども育成課
	ふっさっ子の広場の 充実	地域の協力を得て、放課後子どもたちの健 全育成を図る場としてふっさっ子の広場を 実施する。	市内7小学校内にて継続実施する。 また、学童クラブ事業と連携し、実施する。	延べ4万人 (年間利用者数)	継続	継続	継続	生涯学習 推進課

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (2)子育て支援サービスの充実

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-1-2-3 育児相談・指導の充実	子ども家庭支援センター事業の充実	子ども家庭支援センターにおいて、子どもと家庭に関する総合相談を充実していく。地域における支援ネットワークを各関係機関とともに構築していく。	市民及び関係機関への積極的な働きかけにより、支援対象児童等の早期発見、問題の未然防止を図り、適切な支援を実施していく。また、子育て中の市民が相談をしやすいように、アウトリーチ型「子育てなんでも相談」を継続していく。	子育てなんでも相談 実施回数 年24回 利用者数 360人	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
	相談業務の充実	相談業務の充実を図る。	母子健康手帳交付、パパママクラス、妊産婦訪問、乳幼児健康診査、育児相談、育児学級等母子保健事業において実施。来所・電話相談にも随時応じる。	4250件 (育児・健康相談等の年間相談件数)	継続	継続	継続	健康課
	パパママクラスの充実	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母親に加え、父親参加型プログラムを充実し、育児への男女共同参画の啓発を行う。	年間120人 (パパママクラス男性参加者)	継続	継続	継続	健康課
2-1-2-4 交流を通じた育児支援の推進	ファミリー・サポート・センター事業の充実	依頼会員と提供会員による助け合いながら子育てをする会員組織(有償ボランティア)。生後57日から小学校6年生までのお子さんの送迎や預かりを行う。	多岐にわたる依頼内容に応じられるように新たな支援の展開や業務の効率化等を図っていきます。	250名 (会員数)	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
	子育てひろば事業の充実	親同士、子ども同士の交流を図りながら、情報交換を行う場を提供し、子育て支援の充実を図る。	子ども家庭支援センターにおいて、子育てひろば事業を開始する。各児童館では、乳幼児対象の子育てひろば事業を週3回以上実施する。また、子育てに役立つ「子育て応援事業」を年1回、子育て相談事業を週3回以上、及び保健師による子育て相談を年3回実施する。	6か所 (子育てひろば実施箇所数)	継続	継続	継続	子ども育成課
	子育てネットワークづくりの促進	子育てサークルの充実に向け支援していく。	子育てグループやボランティアの支援を目的に整備した地域活動室の利用について、広報等により周知し利用の促進を図る。登録団体数 13団体	15団体 (登録団体数)	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
	産前・産後支援ヘルパー事業の実施	妊娠期から出産後6か月以内(多胎の場合は1年)の方を対象にヘルパーを派遣し育児や家事援助を行い、産前・産後の生活をサポートする。	妊娠中から産後にかけてヘルパーを派遣し、保護者の育児に対する不安を少しでも軽減できるよう支援していく。様々な方法で周知、PRを行い、利用者の増を目指す。	30名 (年間利用者数)	継続	継続	継続	子ども家庭支援課

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (3)介護支援サービスの充実

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-1-3-1 介護サービスの充実	生きがいデイサービスの充実	要介護認定等で「要介護」「要支援」に該当しない方に、サービスを提供することにより、介護予防及び閉じこもりの防止を行う。	生きがいデイサービスを利用して介護予防に関心を持ち、積極的に社会参加する高齢者の増加を図る。	9,000人 (年間利用者数)	継続	継続	継続	介護福祉課
	在宅介護支援センター事業の充実	援護高齢者等や、その家族及び親族に対し、在宅介護の総合的な相談に応じる。また、必要に応じた保健福祉サービスが受けられるよう関係機関との連絡調整を行うことにより、要介護高齢者等及びその家族等の福祉の向上を図る。	在宅介護支援センターにおける相談件数の増加を図る。	年8,000件	継続	継続	継続	介護福祉課
	地域包括支援センター事業の充実	介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的ケアマネジメント事業を実施する。	基幹型地域包括支援センターと委託型地域包括支援センターで連携を密に行い、地域包括支援センターにおける相談件数の増加を図る。	年9,500件	継続	継続	継続	介護福祉課

1 家庭と仕事の両立支援の推進 > (4)適切な情報提供の実施

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-1-4-1 福祉に対する理解の促進	福祉教育の充実	「高齢者」「障害者」を重要な人権課題として、総合的な学習の時間等を活用し、指導を実施していく。	「高齢者」「障害者」を重要な人権課題として取り上げ、総合的な学習の時間等を活用し、指導する。	100% (小・中学校における人権教育の実施状況)	継続	継続	継続	教育指導課
		福祉に関する各種講座を開催する。	福祉への理解を深めるため、講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	継続	継続	継続	公民館

2 多様な女性の働き方への支援 > (1)女性の能力開発の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-2-1-1 女性の能力開発のための支援の充実	自己啓発、能力開発に関する学級、講座の実施	女性の自己啓発・能力開発につながる事業を実施する。	女性の自己啓発・能力開発につながる講座を各館で実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

2 多様な女性の働き方への支援 > (2)女性の職業・再就職支援

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-2-2-1 就労環境の整備	改正男女雇用機会均等法の実効性の確保	必要に応じて随時要望していく。	改正内容の周知のためのHPや広報等による市民への呼びかけを検討し、市民からの要望を受けた際には労働基準監督署等に必要に応じて随時要望していく。	要望については随時対応	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	労働に関する相談体制の整備	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を情報コーナー及び課窓口に掲出し、啓発を実施する。	定期的な情報提供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	再雇用制度、パートタイム労働法等の普及促進	商工会等を通じて市内企業へ、再雇用制度や改正パートタイム労働法の周知をする。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナー、商工会にも掲出し啓発を図ることによる働きかけを実施する。	定期的な情報提供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推進課
2-2-2-2 女性のための就労支援の充実	ハローワーク等と連携し求人情報を提供	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナーを年2回実施。また、出張相談を月1回度実施していく。	ハローワーク等と連携して、就職面接会・就職セミナーを年2回実施。また、出張相談を月1回実施していく。	就職面接会・就職セミナー年2回実施 出張相談月1回実施	継続	継続	継続	シティセールス推進課

3 家庭における男女共同参画の推進 > (1)家事・育児・介護への男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-3-1-1 家庭における共同分担意識の醸成	ワーク・ライフ・バランスを考える講座の開催	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を実施する。	男女ともにワーク・ライフ・バランスについての理解を深める講座を実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	介護に対する共同分担意識の啓発	介護に対する共同分担意識を啓発し、男女で社会的に担う介護を実現できるように努め、市民理解の浸透を図る。	家族介護者教室等を開催し介護者への負担軽減並びに介護知識の普及啓発を行う。	20回 (年間教室等開催数)	継続	継続	継続	介護福祉課
	男性の家庭参加の促進に向けた講座の開催	男性の家庭参加の促進に向けた各種講座を開催する。	男性の家庭参加促進に向けた講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	継続	継続	継続	公民館

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

4 生涯にわたる健康づくりの推進 > (1) 母性保護と母子保健の推進(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課	
					30年度	31年度	32年度		
2-4-1-1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立への取組	妊娠、出産、育児にかかわる健康支援と学習機会の提供	母子健康手帳交付、パパママクラスの実施、妊産婦、新生児訪問の実施、乳幼児健康診査・歯科健康診査の実施、離乳食教室・育児相談の実施、来所、電話相談に随時応じる。	広報等で周知を図りながら、幅広い機会を設け継続実施する。	年間120人 (パパママクラス男性参加者)	継続	継続	継続	健康課	
	性教育の充実(再掲)	性教育の手引き(東京都教育委員会)を活用し、指導計画を作成し、指導の充実を図る。	性教育の手引き(東京都教育委員会)を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図る。	100%(小・中学校における性教育の実施状況)	継続	継続	継続	教育指導課	
	性感染症に対する知識の普及、啓発	ポスターの掲示、パンフレットの配布を行う。		継続して実施し、啓発に努める。	随時	継続	継続	継続	健康課
		保健体育科の指導において性感染症に対する知識の普及、啓発を図る。	学習指導要領に基づき、性教育の手引き(東京都教育委員会)を活用し、「性に関する指導計画」を全校で作成し、指導の充実を図る。	100%(保健体育科の授業における性感染症教育の実施率)	継続	継続	継続	教育指導課	
	性の商品化防止の啓発、周知	都等の啓発資料を活用し、周知に努めていく。	資料を収集し、情報提供を行い、周知に努める。	随時	継続	継続	継続	協働推進課	
2-4-1-2 母性保護の推進	性の尊重と母性保護に関する啓発活動	母子保健事業参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	母子健康手帳の交付時やパパママクラス参加者等に資料を配布し、啓発を図る。	年間580人	継続	継続	継続	健康課	
2-4-1-3 母子保健事業の充実	パパママクラスの充実(再掲)	新しい家族を迎えるにあたっての心構え、沐浴指導等を実施する。	母親に加え、父親参加型プログラムを充実し、育児への男女協働参画の啓発を行う。	年間120人 (パパママクラス男性参加者)	継続	継続	継続	健康課	
	妊産婦の健康診査、指導の充実	妊産婦の健康診査、指導の充実を図る。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票・妊婦超音波検査受診票・妊婦子宮頸がん検診受診票を交付し、都内指定医療機関での受診費用の一部を助成し、指定医療機関以外での受診については償還払いとする。妊産婦訪問、産婦健康診査及び母子健康手帳交付時に指導助言を行う。	年410件 (妊娠届出時面接による指導助言件数)	継続	継続	継続	健康課	
	相談業務の充実(再掲)	相談業務の充実を図る。	母子健康手帳交付、パパママクラス、妊産婦訪問、乳幼児健康診査、育児相談、育児学級等母子保健事業において実施。来所・電話相談にも随時応じる。	年4,250件 (育児・健康相談等の年間相談件数)	継続	継続	継続	健康課	

第2 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

4 生涯にわたる健康づくりの推進 > (2)心身の健康づくりの推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
2-4-2-1 健康診査等の実施	特定健康診査・特定保健指導の実施	特定健康診査・特定保健指導を実施する。	将来における生活習慣病の発生を抑制するため、国民健康保険被保険者(40歳から74歳)に対し特定健康診査によりメタボリックシンドローム又はその予備群を抽出し、その対象者に対して特定保健指導を実施し生活習慣の改善を図る。また、電話勧奨により、特定健康診査の受診等を促す。	52%・40% (特定健康診査受診率・特定保健指導実施率)	継続	継続	継続	健康課
	若年健康診査事業の実施	若年健康診査事業を実施する。	若年層(30歳、35歳)の方を対象とした健診事業(各種測定、採血、尿検査等)を市内の指定医療機関で実施し、早期からの健康づくりにより将来の生活習慣病予防等につなげる。	対前年比 受診率増 (平成29年度 受診率8.3%)	継続	継続	継続	健康課
	無保険者健康診査の実施	無保険者健康診査を実施する。	生活保護受給者の健康保持・増進を図るため、満40歳以上の方を対象に、年一回実施している。主な内容、問診、身体計測、検尿、血圧測定、血液化学検査、血糖検査等を行う。	対前年比 受診率増 (平成29年度 受診率22.4%)	継続	継続	継続	健康課
	健康教育・健康相談の充実	健康教育・健康相談の充実を図る。	心身の健康についての知識の普及啓発と意識の向上、健康に関する相談に応じ、指導・助言を行う。また、広報等を通して普及啓発を図る。	年190回 (健康教育・健康相談の 実施回数)	継続	継続	継続	健康課
	心の健康づくり事業の実施	心の健康づくりにつながる事業を実施する。	健康づくり推進員と共に、イベント会場でのあいさつ運動や出前講座等を行い、心の健康について普及啓発を行う。	随時	継続	継続	継続	健康課
2-4-2-2 健康づくりへの支援	中高齢者の自立支援に向けた健康教室の実施	健康体力づくり教室において、中高齢者を対象に転倒防止、筋力の維持、バランス能力の向上を図り、介護予防を行う。	【中央体育館】シニア健康体操、若草健康体操等 【熊川地域体育館】エンジョイ軽スポーツ、ほのぼの体操、シニアリフレッシュエクササイズ等 【福生地域体育館】ころばん塾、かんたんエクササイズ、さわやか軽スポーツ等	12,700人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	スポーツ推進課
	女性の健康づくりに向けたスポーツ教室の実施	更年期障害、冷え症など女性に多く発生する症状を解消し、体調改善を行うため、年間を通してスポーツ教室を実施し、女性の心身の健康づくりを推進する。	【中央体育館】 女性限定トレーニング教室、アロマで体調改善運動等	1,285人 (年間延べ参加者数)	継続	継続	継続	スポーツ推進課

第3 あらゆる暴力の根絶

1 あらゆる暴力に関する未然防止策の推進 > (1)DV・デートDVに関する正しい知識の啓発

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
3-1-1-1 DV・デートDVに関する啓発の実施	配偶者等からの暴力防止に関する意識啓発の充実	ポスターの掲示・パンフレットの配布、ホームページ、広報等を生かし、周知を図っていく。	広報やホームページ、情報誌などへの記事の掲載及び成人式でのチラシ配布、各公共施設等の相談窓口カードの設置を、啓発のDVDの放映等を行い、広く周知を図る。	99% (平成31年度実施予定「市民意識実態調査」における「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の認知度)	継続	継続	継続	協働推進課
	デートDVについての啓発の推進	新成人に向けて、デートDV等の内容のチラシを成人式に配布し、周知を図っていく。	新成人に向けてデートDV、男女共同参画社会の理解に向けたチラシを作成する。	新成人への啓発用チラシの配布	継続	継続	継続	協働推進課
	DV防止講座等の実施	ドメスティックバイオレンスに関する講座を実施していく。	ドメスティックバイオレンスの防止に向け基本的な知識や人権の視点を学ぶ講座を実施する。	講座1コース実施(各年度)	継続	継続	継続	公民館
	男女共同参画情報紙の発行(再掲)	年3回、男女共同参画情報誌A4(4ページ)「あなたとわたし」を発行し、各戸配布する。	男女共同参画社会への推進を図るため、市民編集員と協働して企画・取材し、市民の視点を活かした身近なテーマから男女共同参画意識を広めるための情報誌を作成する。。年3回発行。	50% (情報誌の認知度)	継続	継続	継続	協働推進課
3-1-1-2 人権について考える機会の提供	人権についての講座の実施	人権意識の中から男女共同参画意識を高めるための講座等を実施します。	人権について考える機会となる講座を実施する。	講座1コース実施(各年度)	継続	継続	継続	公民館

2 被害者を支援する仕組みの強化 > (1)相談体制の強化と周知

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
3-2-1-1 DVに関する相談窓口の周知	「DV防止法」に基づく通報についての周知	ホームページ、広報等を生かし、周知を図っていく。	ホームページ、広報等にわかりやすい内容の記事を掲載し周知を図る。	年間1,000枚 (DV防止啓発用カードの配布枚数)	継続	継続	継続	協働推進課
		関係機関への周知を図っていく。	関係機関への周知を図っていく。	DV防止法について、民生・児童委員に周知	継続	継続	継続	社会福祉課
	女性悩みごと相談窓口の充実	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。	月2回、専門のカウンセラーが具体的に対応する。	月2回 (相談窓口の実施)	継続	継続	継続	社会福祉課

第3 あらゆる暴力の根絶

2 被害者を支援する仕組みの強化 > (2)被害者の自立支援の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
3-2-2-1 被害者に対する 支援措置の 実施	被害者の自立のための 相談・支援	必要に応じて関係機関との連携を図る。	必要に応じて関係機関との連携を図る。	100% (被害者の自立相談対応率)	継続	継続	継続	社会福祉課
		日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立支援を行う。	各関係機関と連携し、相談等の支援を行う。引き続き市が直接指定施設と利用契約を締結し、緊急一時保護を講じるための事業を実施していく。	10人 (自立支援プログラム策定事業)	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
	DVやストーカー行為被害者等の支援	規則や法令に基づいて、適正に運用する。	DVやストーカー行為被害者等を保護するため、住民票、附票の交付請求の拒否、審査の厳格化等を行う。	100% (被害者の支援)	継続	継続	継続	総合窓口課
		規則や法令に基づいて、適正に運用する。	縦覧・閲覧用選挙人名簿から総合窓口課に申立てのあったDVやストーカー行為被害者等の者を外す。	100% (閲覧用選挙人名簿から被害者を外す措置の実施)	継続	継続	継続	選挙管理委員会事務局

3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化 > (1)早期発見のための取組と連携強化

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
3-3-1-1 ハラスメント 防止に向けた 取組の推進	セクシュアル・ハラスメント研修の充実	組織内研修を実施し、啓発資料を職員に周知する。	全職員必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、国等の対応マニュアルに基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	100% (市職員のハラスメント防止研修受講率)	継続	継続	継続	職員課
	セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	労働相談情報センターの労働セミナー等の受講や、東京都の啓発資料を利用していく。	東京都等の資料を課窓口のみならず情報コーナーにも掲出し、啓発を図ることによる働きかけを実施する。	定期的な情報提供と案内	継続	継続	継続	シティセールス推進課
	企業等に対するハラスメント研修講師派遣	企業等に対して、ハラスメントの研修を行う講師を派遣する。	適切な研修を行える講師を派遣できるよう、情報や資料等を収集し体制を整え、実施していく。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
3-3-1-2 高齢者への虐待 防止の取組 の充実	高齢者虐待の防止のための意識啓発	ポスターの掲示、パンフレットの配布を実施する。	市内公共施設及び医療機関等、パンフレット設置施設を増やす。	20か所 (パンフレット設置箇所。市内公共施設及び医療機関等)	継続	継続	継続	介護福祉課
	高齢者虐待相談窓口の充実	家庭における看護方法、療養方法等の他、家族の健康管理、各制度の利用の仕方を周知するとともに相談事業を充実させる。また、関係機関との連携を図る。	在宅介護支援センター等の関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応と養護する家族への支援を実施し相談件数の増加を図る。	年300件 (相談件数)	継続	継続	継続	介護福祉課

第3 あらゆる暴力の根絶

3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化 > (1)早期発見のための取組と連携強化

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
3-3-1-3 児童への虐待防止の取組の充実	相談・通告窓口の充実	関係機関との情報の共有と連携により適切な対応に努める。	各関係機関がそれぞれの役割を發揮し連携していきけるように、研修会を開催し学びを深めたり、要保護児童対応マニュアル等を活用しお互いの機能・役割を理解していく。	年間60名 (研修会参加者数)	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
	児童虐待の防止のための意識啓発	児童虐待を防ぐための意識啓発に向けた事業の取組みや、広報及びホームページの掲載を実施する。	市内の小中学校において、児童・生徒に対して困った時の対応や相談機関について周知していく。また、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報やホームページ等で虐待防止に関する周知を行い、乳幼児総合相談を実施する。	随時	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
		福生市サポート会議において、一層の連携を図り、個別のケースについては、サポートチーム等の結成を考えていく。	毎月実施する福生市サポート会議、年5回実施の人権教育推進委員会で「児童虐待」について取り上げ、教職員への啓発を図る。また、個別のケースについては、常時関係機関との連携を図るとともに、状況に応じてサポートチームによる解決を図る。	100% (市サポート会議等による児童虐待に関する連携の実施率)	継続	継続	継続	教育指導課 教育支援課
	早期発見・早期支援の取組	関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努める。	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化し、特に就学する障害児や保育所等に通う障害児への虐待防止を図り、必要に応じて適切な対応に努める。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課
		各家庭の状況を把握し、虐待の疑われる場合は通告するとともに関係機関と連携をし支援を行う。	虐待の早期発見に努めるとともに、必要に応じて適切な対応をする。	随時	継続	継続	継続	健康課
		児童虐待の早期発見を目指す保育を実践する。	市内の保育所等16園で児童虐待の未然防止、早期発見等に努める。	市内16園	継続	継続	継続	子ども育成課
		児童虐待通告を受けての調査や家庭訪問等を迅速に実施し、適切な対応を図る。	児童虐待通告を受けた際は迅速に情報調査、家庭や関係機関を訪問し、状況確認を行ったり、保護者との面接を行っていく。必要に応じて児童の一時保護を行っていく。	随時	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
		見守りサポート事業の実施及び虐待防止支援訪問事業の実施により、児童虐待の予防的支援を行う。	家庭訪問により家庭の状況を把握し、児童と保護者への支援を行う。また、家庭復帰前には関係機関で支援方法を検討し、支援の充実を図っていく。	随時	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
		育児支援家庭訪問事業により、各家庭の状況に即した適切な支援を行う。	児童虐待防止の観点から育児支援が必要な家庭に対してヘルパー派遣を行うとともに、関係機関から必要な情報収集を行い、その家庭の状況に合わせて適切な支援を行っていく。	随時	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
		要保護児童対策地域協議会において、各機関が連携し支援を実施していく。	児童虐待の未然防止に向け、関係機関が連携し早期に必要な支援が行えるよう関係機関向け研修会を開催したり、市民の意識の向上を図るための講演会を開催していく。	年間60名 (研修会参加者数)	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
	福生市サポート会議において、民生児童委員・児童相談所との協議会を開催するとともに、個別のケースについては常時関係機関との連携を保つ。	学校からの通告、情報提供等により早期発見・早期支援を行う。また、福生市サポート会議、教育相談室地域連絡会で民生・主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等と情報の共有を行い早期に最善の支援を行う。	教育相談室地域連絡会の2か月に1回の開催。福生サポート会議への参加。	継続	継続	継続	教育支援課 教育指導課	

第3 あらゆる暴力の根絶

3 虐待、ストーカー、セクハラ等への対策強化 > (1) 早期発見のための取組と連携強化

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
3-3-1-3 児童等への虐待防止の取組の充実	民生児童委員、主任児童委員活動との連携	民生児童委員と学校関係者と児童相談所と子ども家庭支援センターとの協議会実施にむけ、事前会議を行っている。また、個別のケースについても主任児童委員、民生児童委員と児童相談所等の連携を行っている。	有意義な協議会を開催するため、事前会議を通じて内容を協議する。また、個別のケースについても主任児童委員、民生児童委員と児童相談所等の連携を行っている。	随時	継続	継続	継続	社会福祉課
		教育機関と保健・医療、福祉、労働等との積極的な連携を図る。エリア・ネットワークを構築し、充実を目指す。	教育相談室地域連絡会を通じて民生・主任児童委員、子ども家庭支援センター、学童クラブ、児童館指導員等との連携を図り、情報を共有し早期支援体制を構築する。		継続	継続	継続	教育支援課
	児童相談所等関係機関との連携の強化	支援対象児童等への適切な対応を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し各関係機関が子どもと家庭に関する情報を共有し、連携による支援を図っていく。このことにより、要保護児童等の早期発見と関係機関の特色を生かした多様な援助が可能となる。	支援対象児童等と家庭に関する機関相互の情報共有、役割分担及び連携による支援体制の充実を図り、問題の未然防止、早期発見に取り組む。 要保護児童対策地域協議会 代表者会議 年2回 実務担当者会議 年4回 ケース会議 随時	代表者会議 年1~2回 実務担当者会議 年4回 ケース会議 随時	継続	継続	継続	子ども家庭支援課
		学校と教育相談室が協力し、児童・生徒及び保護者の状況を把握しつつ、必要に応じて児童相談所等関係機関との連携を図っていく。	福生市サポート会議を開催し、児童・生徒の状況把握に努め、サポートチームへの参加など必要に応じて児童相談所等関係機関と連携を図っていく。	随時	継続	継続	継続	教育支援課
	子どもの安全を守るための取組	学校における、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等について教職員の理解を促進していく。	東京都教育委員会「人権教育プログラム」や「児童虐待防止研修セット」及び文部科学省の研修教材等を活用し、児童虐待防止に係る研修等を実施する。	市教育委員会主催の研修会等において、児童虐待防止に係る内容を設定。	改善	継続	継続	教育指導課
	3-3-1-4 障害者への虐待防止の取組の充実	障害者虐待防止のための意識啓発	障害者虐待防止法に係る障害者虐待防止の推進	障害者虐待防止の意識啓発を、広報・ホームページ等を活用し推進する。	年間7回(障害者虐待に関する広報等の周知回数)	継続	継続	継続
障害者虐待防止センターの設置		障害者虐待防止センターの活動の推進	障害者虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待を受けた障害者のための相談、指導及び助言及び障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を実施する。	年6件(障害者虐待に関する通報件数)	継続	継続	継続	障害福祉課
早期発見・早期支援の取組(再掲)		関係機関との連携を図り、必要に応じて適切な対応ができるよう努める。	虐待が発生した場合、緊急の対応がとれる一時保護のための居室を確保する。	随時	継続	継続	継続	障害福祉課

第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 > (1)政策・方針決定の場への男女の意見の反映

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
4-1-1-1 審議会等への女性の登用の促進	女性委員の登用の促進	地方自治法に基づく委員会や地方自治法に基づく審議会などの女性委員構成比30%を目標値とする。	市民と接する様々な機会において、女性委員の参画状況を把握し、女性の参画の機会を促進する。	30% (審議会等における女性委員の割合)	継続	継続	継続	各課
	女性委員の登用の目標値の周知	女性委員構成比の目標値30%を庁内に周知し、実現を図ることを推進していく。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
4-1-1-2 市政への女性意見の反映	市民参画の機会の充実	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	様々な機会をとらえ、市民参画の促進を図る。	随時	継続	継続	継続	各課
	女性の意見反映の機会の充実	市民との協働を進めていくなかで充実を図っていく。	市民会議や市民団体との会議など、市民と接する様々な機会において女性の意見反映の充実を図る。	随時	継続	継続	継続	各課
	男女共同参画フォーラムの充実(再掲)	女性・男性問題をテーマにした講演、対談、シンポジウム等を実施する。	身近な男女共同参画を考え直す機会としての男女共同参画フォーラムを、市民参加の実行委員会形式で実施する。	市民参加の実行委員会方式で実施	継続	継続	継続	公民館
	男女共同参画セミナーの実施(再掲)	男女共同参画セミナーを実施する。	男女共同参画について理解し、意識を深めるためセミナーを行う。	50人 (年間延べ参加者)	継続	継続	継続	協働推進課

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 > (2)女性リーダーの育成

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
4-1-2-1 女性人材の発掘及び育成	女性人材情報の収集と提供	女性・男性も含めた人材情報の収集に努める。	女性委員の参画状況を調査し、現状と目標値を庁内に周知し、女性の委員への登用を促進する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
4-1-2-2 女性の参画機会の提供	リーダー養成のための学習機会の提供	各種講座の中で能力開発や意識の向上を図る。	女性のリーダーシップを高める機会となる事業を実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	市民参画の機会の拡充	市民会議、委員公募制の拡大等により市民参画の機会を広げていく。	様々な機会をとらえ、市民参画の促進・拡充を図る。	随時	継続	継続	継続	各課

第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 > (3) 庁内における男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
4-1-3-1 女性職員の積極的登用	女性職員比率向上	女性の職員比率40%を目指し、採用の拡大に取り組む。	目標値を40%以上とし、女性職員比率の拡大に取り組んでいく。	40% (市職員における女性の割合)	継続	継続	継続	職員課
	管理職等への女性職員の積極的登用	昇任(認定)試験・人事考課により、女性職員の管理職等への登用を図る。	ポストへの登用に結びつくよう幅広い職務配置に配慮するとともに昇任試験等の受験を促進する。	70% (昇任試験の女性職員の受験率)	継続	継続	継続	職員課
	勤務環境の整備	女性職員の採用・登用の拡大を推進するため、勤務環境の整備に取り組み男女で隔たりのないよう幅広く職員配置を行う。	技術系の女性職員を採用するなど、女性職員の職域の拡大を推進するとともに、環境整備を図っていく。	40% (女性の職員比率)	継続	継続	継続	職員課
4-1-3-2 庁内における男女平等の徹底	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	男女共同参画社会形成研修の充実・研修実績の公表	男女共同参画の視点を踏まえ、組織内研修を実施するとともに、市町村職員研修所の男女共同参画社会形成研修に職員を派遣する。また、研修の実績を公表する。	40% (職員の男女共同参画社会形成研修受講率)	継続	継続	継続	職員課
			育児休業取得者の職場復帰に対する不安解消のため、育児休業取得者支援セミナーを実施する。	100% (育児休業取得者セミナーへの職員参加率)	継続	継続	継続	職員課
	セクシュアル・ハラスメント研修の充実(再掲)	セクシュアル・ハラスメント研修の充実(再掲)	全職員必修の研修としてハラスメント防止研修を実施する。また、国等の対応マニュアルに基づきハラスメントのない職場づくりに努める。	未受講者への受講	継続	継続	継続	職員課
	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	職場内の慣行や男女の役割分担の見直し	性別に関係なく、役割の分担を継続して実施していく。現場作業等においては、複数で協力しあっていく。	随時	継続	継続	継続	各課
	旧姓使用選択制の継続	旧姓使用選択制の継続	新規採用職員をはじめとして、各職場へ制度の周知を図り、制度を継続していく。	随時	継続	継続	継続	職員課
	男女平等推進条例の創設検討	男女平等推進条例の創設検討	各自治体の状況を参考に、男女平等推進条例の創設に向け検討していく。	随時	継続	継続	継続	協働推進課
	男女共同参画審議会の常設化の検討	男女共同参画審議会の常設化の検討	次期計画策定時に男女共同参画審議会を設置するが、策定以降も審議会を継続し常設することを検討する。	随時	継続	継続	継続	協働推進課

第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

2 ともに助け合う地域づくりの推進 > (1) 地域活動への男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
4-2-1-1 地域活動の推進	地域活動情報の提供	地域活動情報を広報紙・ホームページへ取り上げる。	地域の活動が寄せられた際には、取材を実施し、ホームページ内の「まちの話題」や「取材レポート」のコーナーに取り上げていく。	年12回	継続	継続	継続	秘書広報課
	生きがい対策の充実	高齢者を対象とした講座等を開催し、学習や仲間作りをすすめる。	講座終了後のサークル化や地域活動への参加促進に向けた支援を各公民館で実施する。	3館で実施	継続	継続	継続	公民館
	社会教育活動、地域活動への参加の推進	親と子が共に1日を過ごすことを目的とした家庭の日の推進・啓発及び青少年の健全育成を目的に、青少年育成地区委員長会主催事業（「輝きフェスティバル」「軽スポーツ&とん汁会」など）を支援する。	5月に輝きフェスティバル、11月に軽スポーツ&とん汁会を実施する。	年間合計6,300人(参加者数)	継続	継続	継続	生涯学習推進課

2 ともに助け合う地域づくりの推進 > (2) 地域防災への男女共同参画の推進

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
4-2-2-1 防災意識の醸成	自主防災リーダー講習会の実施	地域防災を担う自主防災組織のリーダーを対象に、年に1回講習会を実施。(対象:1地区2名×32地区=64名)	自主防災組織へ参加の呼びかけをする際に、女性の参加を推進して、参加率を上げる。	50% (講習会全参加者に対する女性の割合)	継続	継続	継続	安全安心まちづくり課
	ふっさ防災展の開催	阪神・淡路大震災を機に制定された「防災とボランティア週間」にあわせ、毎年開催。	各種災害対策を紹介する中で、女性に対する生活用品の備蓄についても紹介し、市民に広く周知する。	毎年開催	継続	継続	継続	安全安心まちづくり課
	避難所運営連絡会の開催	災害時に避難所となる市内小中学校10校において、避難所運営連絡会を開催する。	学校関係者・自主防災組織・市職員(避難所対応班)などで構成される避難所運営連絡会に、女性メンバーの参画を推奨して、災害時における男女性差のない避難所運営と備蓄品配備を行うための検討をする。	全体会を年1回開催し、各避難所単位で随時開催	改善	改善	改善	安全安心まちづくり課

第4 あらゆる分野における男女共同参画の推進

3 困難を抱える男女への支援 > (1)ひとり親家庭や性的少数者等への支援

施策名	主な事業項目	実施(計画)内容	30年度目標	32年度までの 目標値	年度区分			担当課
					30年度	31年度	32年度	
4-3-1-1 ひとり親家庭 への支援	ひとり親家庭への就 労相談・支援の充実	生活及び家事援助サービスの充実を図る。	生活及び家事援助サービスの充実と利用の促進を図っていく。	21世帯（ひとり親に対す る家事サービス事業への 登録世帯数）	継続	継続	継続	子ども育成課
		母子・父子自立支援員による相談業務を実施する。	就労に必要な資格・技術・知識の習得のために要した費用の一部助成を行う。また、就労にあたって相談や情報提供等を行う。	随時	継続	継続	継続	子ども家庭 支援課
4-3-1-2 性的少数者に 配慮する意識 の醸成	性的少数者に配慮した取組の実施	事業の実施にあたって、性的少数者に対する表現等に各課で配慮する。	性的少数者に配慮した取組を各課検討し、実施する。	随時	継続	継続	継続	各課
	人権についての講座の実施（再掲）	人権意識の中から男女共同参画意識を高めるための講座等を実施します。	人権について考える機会となる講座を実施する。	講座1コース実施 (各年度)	継続	継続	継続	公民館